



刑を終えた人の人権 「更生保護制度」について ～再犯を防止し、 明るい社会を築くために～

【取り巻く現状】

罪や非行を犯し、刑を終えて出所した人には、本人に立ち直ろうとする意欲があっても、社会復帰が厳しい現状があります。それは、地域社会の根強い偏見やプライバシーの侵害、悪意ある噂などが就職等に影響してしまっているからです。

また、刑を終えて出所した本人だけでなく、その家族も、地域住民や社会から偏見や差別を受け、家族が離散したり、引越せざるを得なかったりすることがあります。

その結果、立ち直ろうとする意欲がそがれてしまったり、居場所をなくしたり、相談相手がいないことなどで再び非行や罪を犯してしまったりすることも少なくありません。これにより、近年再犯者の割合は上昇を続けていると言われております。

【立ち直りの支え】

刑を終えて出所し、社会復帰を果たそうとする人が再び過ちを繰り返さないため、私たちがその再出発に寄り添い、立ち直りを支えることは、社会のためにも非常に大切なことです。

平成19年には国の施策として「更生保護法」が制定されました。「更生保護」とは、罪を犯した人や非行のある少年を社会の中で指導・援助することによりその再犯を防止、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることです。保護観察を受けている人が普通に生活をしながら社会の一員として立ち直りができるよう、国の専門職である「保護観察官」と民間ボランティアである「保護司」などが協力しながら支援を行っています。このように更生保護が法律とし

て制定されたのは近年ですが、江戸時代には罪を犯した人などに対する就労支援策として、長谷川平蔵の建議により松平定信が「人足寄場」を設置しました。また、民間では、金原明善と川村矯一郎らが尽力し、明治21年、静岡県に「出獄人保護会社」を設立しました。この会社では1700人を超える保護委員を全県下に委嘱したそうです。

更生保護の精神は、このような礎のもと、現在の保護司制度に引き継がれています。現在「更生保護」を担っている民間ボランティアは「保護司」だけではありません。女性や少年少女たちを支援する立場、仕事の協力雇用主としての立場等、様々な立場でそれぞれが連携して、罪を犯した人の立ち直りを支えています。

今後は、地域社会や家庭、学校、職場などで広く更生保護活動の啓発を行い、さらに理解を深めることが必要だと考えます。

【おわり】 広報にちなん5月号

4月25日発行の広報にちなん5月号に一部誤りがありました。

●訂正箇所…13ページ 人権センターだより

3段目の末尾5行は、本文と関連のないものです。お詫びして訂正します。

【お知らせ】

100円モーニングの再開

■日時 毎月第4月曜日

午前9時30分～11時

■会場 人権センター

コロナ禍により、一時休止していた100円モーニングを再開します。地域のコミュニティセンターとしての機能を活かし、広く交流の場を提供することなどを目的として、毎月1回センター職員が腕を振るい、朝食を提供します。わずか100円でおいしい朝食を食べることが出来ます。みなさんのご来館を心よりお待ちしております。

6月の人権・行政相談所

■日時 6月9日(金)

午前9時～正午

■会場 子育て支援センター

(道の駅にちなん日野川の郷向かい)
 人権や行政の仕事に関する相談を、人権擁護委員・行政相談委員がお受けします。予約は不要です。お気軽にお越しください。

